

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業
落札者決定基準

令和7年3月
名古屋市

目次

第 1 落札者決定基準の位置づけ	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定の方法	1
2 審査の進め方	1
3 評価体制	2
第 3 資格審査	4
第 4 提案審査	4
1 基礎審査	4
(1) 提出書類の確認	4
(2) 入札価格の確認	4
(3) 基礎的事項の確認	4
2 総合評価	5
(1) プレゼンテーション・ヒアリング	5
(2) 性能点の審議・算出	5
(3) 価格点の算出	11
(4) 総合評価点の算出	11
第 5 優秀提案者の選定	11
第 6 落札者の決定	11

第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋市国際展示場第2展示館改築事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定を行うにあたり、「名古屋市国際展示場第2展示館改築事業総合評価委員会」（以下「総合評価委員会」という。）において、優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計・建設等に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し、落札者を決定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満たしているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

3 評価体制

事業提案書の評価は、総合評価委員が行い、入札参加者に対してヒアリングを行う。

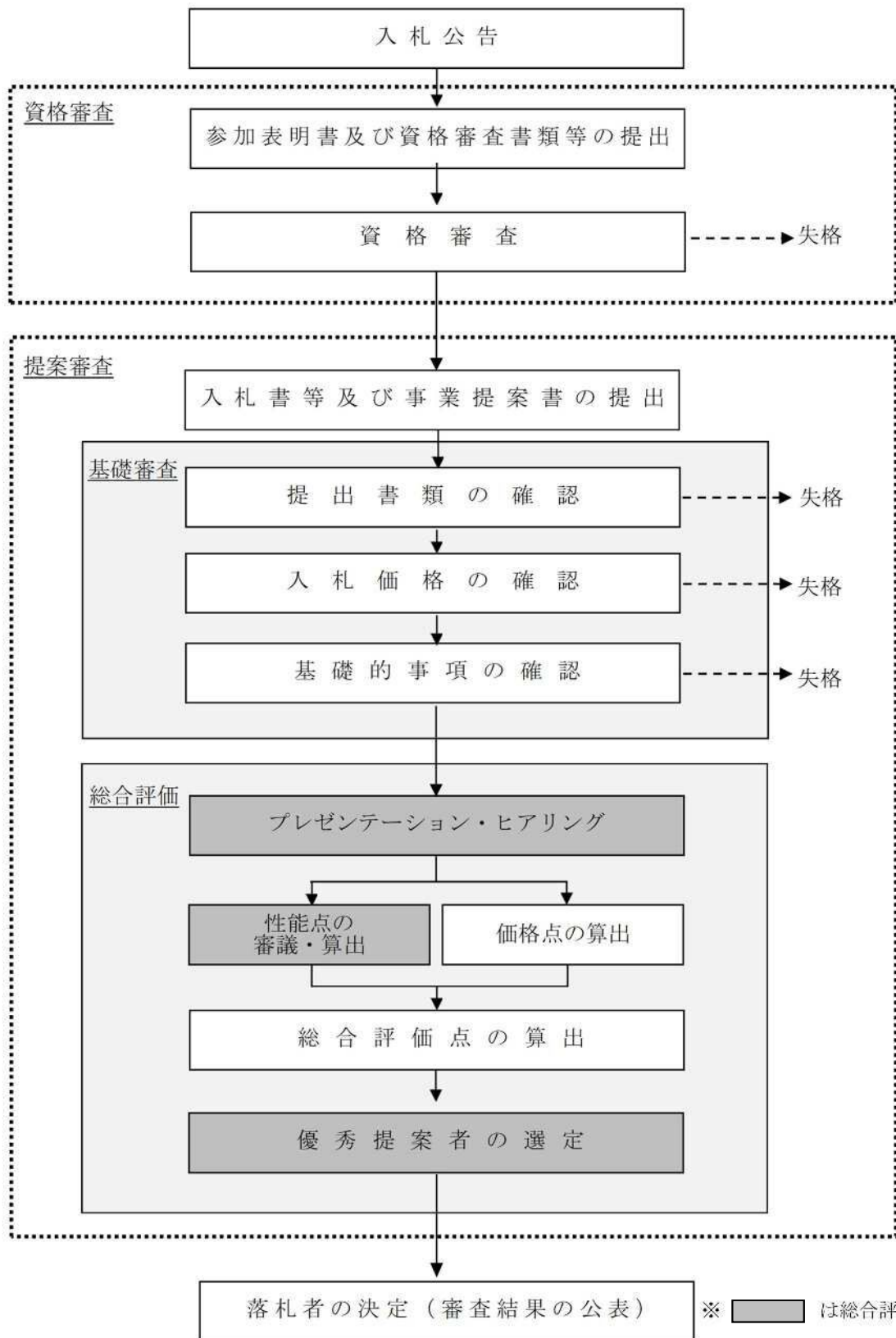
総合評価委員は、以下5名の委員とする。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、総合評価委員会議の総合評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	（名城大学理工学部建築学科・教授）
委員	齋藤 輝幸	（名古屋大学大学院環境学研究科・教授）
委員	鈴木 賢一	（名古屋市立大学・特任教授）
委員	平野 清嗣	（（株）ニュースダイジェスト社・取締役 情報企画部部長）
委員	森口 巳都留	（（株）MICE ジャパン・代表取締役社長）

（委員は50音順、敬称略）

【落札者決定までの流れ】

————▶ 満たしている - - - - -▶ 満たしていない



第3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類などをもとに、参加資格要件及び資格等の要件の具備を市において確認し、その結果を各応募者に通知する。

資格審査の結果、参加資格要件及び資格等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加資格要件及び資格等は、入札説明書等を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

第4 提案審査

1 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

(1) 提出書類の確認

はじめに市は、提出された書類について、必要な書類がすべてそろっているかの確認を行う。必要な書類が不足している場合、入札参加者は失格とする。

(2) 入札価格の確認

次に、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎審査項目（予定価格を除く）の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

また、本事業では名古屋市低入札価格調査要領（17 財監第 69 号）に準じ、入札価格が調査基準価格に満たない入札者に対し調査を行う。調査の結果、本事業の適切な履行がされないおそれがあると判断した場合には、当該入札者を落札者とししない可能性がある。なお、同要領第 5 条第 2 項の規定は準用しないものとする。

(3) 基礎的事項の確認

続いて、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることを確認し、基本的条件及び要求水準を充足しているか疑義がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。その結果、一つでもその要件に適合していない場合や提案内容に大きな変更が生ずる場合、入札参加者は失格とする。また、併せて提案内容に矛盾や齟齬がないかの確認を行う。提案内容に矛盾や齟齬がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。この段階において、書類の記載内容に漏れや誤植が見つかった場合、市は入札参加者に対して、

書類の修正を依頼することができる。依頼があった場合、入札参加者は直ちに修正した書類を提出すること。

2 総合評価

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

事業提案書の審査にあたって、提案内容に関する理解向上を目的として、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、入札参加者によるプレゼンテーションの場を設ける。加えて、提案内容の確認のため、質疑応答をはじめとしたヒアリングを行う。

(2) 性能点の審議・算出

ア 提案内容の評価項目と配点

本評価では、総合評価委員会において、各提案内容をウに示す2つの評価項目（①事業実施に関する評価、②施設整備に関する評価）により評価、採点する。

なお、本評価の合計点（以下「性能点」という。）は【700点】とする。

イ 提案内容の評価項目の採点基準

入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとする。

各評価項目の点は各委員が評価項目ごとに評価した点を平均して算出する。算出された各評価項目の点の小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までの数値とする。性能点は各評価項目の点を合計して算出する。

評価	評価内容	採点基準
A	要求水準を超える提案があり、特に優れている。	配点×1.00
B	要求水準を超える提案があり、優れている。	配点×0.75
C	要求水準を超える提案があるが、具体性や実現性が不十分である。	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度の提案がある。	配点×0.25

ウ 提案内容評価の配点

大項目	中項目	No.	小項目	配点
①事業実施に関する評価	実施体制			75点
		1-1	事業実施体制及び役割分担	15
		1-2	モニタリング	10
		1-3	工程管理	25
		1-4	現第2展示館解体期間の短縮	25
②施設整備に関する評価	全体方針			625点
		2-1	整備の基本方針、将来拡張	55
	全体計画			90(%)
		3-1	景観・外構計画	40
		3-2	施設配置・動線計画	55
		3-3	既存施設との一体性	55
	建築計画			
		4-1	施設の機能性・利便性	55
		4-2	ユニバーサルデザイン・バリアフリー	40
	建築計画（将来拡張）			
		4-3	将来拡張への配慮	55
	構造計画			
		5-1	展示室内の柱配置	55
	設備の機能性・利便性			
		6-1	設備の機能性・利便性	55
	環境性能			
		7-1	環境への配慮	55
		7-2	省エネルギー性能	30
	維持管理等			
		8-1	維持管理・運営への配慮	30
		8-2	ランニングコスト低減に向けた取り組み	30
		8-3	什器・備品計画	15
性能点				700

エ 提案内容の評価項目における評価の視点

① 事業実施に関する評価【75 点】

No.	小項目	評価の視点	配点	対応様式										
実施体制														
1-1	事業実施体制及び役割分担	・事業を円滑に実施するための実施体制（適切な人員・バックアップ体制）が提案されているか。 ・代表企業、構成員等の役割分担が適切・明確か。 ・事業を統括する企業、責任者及び各業務の責任者・技術者について、適切・明確か。 ・代表企業、構成員等の組織間の連携、意思疎通を円滑とするための具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか。	15	7-1-1										
1-2	モニタリング	・市が行うモニタリングの負担軽減に寄与する取り組みが提案されているか。 ・業務の質の維持・向上を図るためのセルフモニタリングの方法が提案されているか。	10	7-1-2										
1-3	工程管理	・アジア・アジアパラ競技大会での既存施設の利用、浄化槽新設・切替後の既存浄化槽解体、インフラ盛替え、新第2展示館の新設と現第2展示館の解体の同時並行での作業といった本事業特有の制約に対して課題及び対応策を十分に検討したスケジュールとなっているか。 ・不測の事態が起こった場合にも工期の遵守が可能となっているか。 ・既存施設、周辺施設及び近隣事業者等への影響に十分に配慮した施工計画となっているか。	25	7-1-3										
1-4	現第 2 展示館解体期間の短縮	・現第2展示館の解体・撤去期間に係る工期短縮について、第2展示館の休館期間を短縮するため、解体工事の着手（仮設含む）を後ろ倒しとする具体的な提案が示されているか。（下表） <table><tr><th>提案上の解体工事の着手時期</th><th>点数</th></tr><tr><td>令和11年3月</td><td>15</td></tr><tr><td>令和11年2月</td><td>10</td></tr><tr><td>令和11年1月</td><td>5</td></tr><tr><td>令和10年12月</td><td>3</td></tr></table> ※着手時期は、各月の初日を基準とする。	提案上の解体工事の着手時期	点数	令和11年3月	15	令和11年2月	10	令和11年1月	5	令和10年12月	3	25	7-1-3
提案上の解体工事の着手時期	点数													
令和11年3月	15													
令和11年2月	10													
令和11年1月	5													
令和10年12月	3													

② 施設整備に関する評価【625 点】

No.	小項目	評価の視点	配点	対応様式
全体方針				
2-1	整備の基本方針、将来拡張	・本事業の背景及び目的を十分に理解した整備方針となっているか。 ・将来的な施設拡張を踏まえた具体的な整備方針となっているか。	55	7-2-1
全体計画				
3-1	景観・外構計画	・外観は周辺環境との調和性に配慮した提案となっているか。 ・外構計画、施設の緑化（樹種や配置、植栽方法、緑量等）について、敷地形状、施設特性や維持管理に配慮した提案となっているか。	40	7-2-2
3-2	施設配置・動線計画	・既存施設との位置関係に配慮し、新第2展示館だけでなく施設全体の運用を総合的に検討した配置計画となっているか。 ・施設の来場者動線、主催者動線、搬出入動線等の動線計画について、安全性・利便性・機能性を考慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。	55	7-2-3
3-3	既存施設との一体性	・交流センター～新第2展示館～第3展示館までの間を快適に移動できるようになっているか。 ・新第2展示館、エントランスモール及び第3展示館を一体的に利用し、展示会などを快適に開催できるようになっているか。	55	7-2-4
建築計画				
4-1	施設の機能性・利便性	・諸室について、主催者や来場者にとって適切かつ、機能性・利便性・快適性に配慮した優れた計画（仕様・配置・規模）となっているか。 ・単独催事はもとより、展示室において、複数催事が同時に開催された場合（新第2展示館で2催事、第3展示館で2催事の計4催事の同時開催など）でも、快適に利用できるようになっているか。	55	7-2-5
4-2	ユニバーサルデザイン・バリアフリー	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに十分配慮した具体的かつ優れた提案となっているか。	40	7-2-6

No.	小項目	評価の視点	配点	対応様式
建築計画（将来拡張）				
4-3	将来拡張への配慮	将来、施設拡張した際の具体的な改修方法が提案されており、拡張する上での配慮がされた計画となっているか。	55	7-2-7
構造計画				
5-1	展示室内の柱配置	- 展示室内の空間として、展示会開催時及び搬出入・設営時に配慮した柱の配置、大きさとなっているか。 - 上記配慮に加え、展示室内の柱本数を少なくする若しくは無くす提案がされているか。	55	7-2-8
設備の機能性・利便性				
6-1	設備の機能性・利便性	- 設備計画について、展示会利用の特性を踏まえ、具体的かつ優れた計画となっているか。特に通信設備について、将来の通信技術に対応可能なものを計画する等して、主催者、来場者の利便性に配慮されているか。 - 施設全体の運用をする上で必要な各設備（情報通信設備、防災設備、中央監視設備など）は、既存施設と連携が図られ、施設全体の維持管理・運営が円滑に行える計画となっているか。 - 将来、施設拡張した際に本事業で整備した部分の改修が最小限となるよう配慮するなど、拡張を踏まえた設備計画となっているか。	55	7-2-9
環境性能				
7-1	環境への配慮	- 建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価がAランク以上となるような環境に配慮した提案がされているか。 - エコマテリアルの採用をはじめ脱炭素や、カーボンニュートラルに向けた技術や取り組みを積極的に導入する等、環境に配慮した提案がされているか。 - 採用する建築材料及び建築設備は、長寿命化及び耐久性に配慮したものとなっているか。	55	7-2-10
7-2	省エネルギー性能	- 省エネルギーに十分配慮した提案がされ、一次エネルギー消費量基準（BEI・BEIm）により達成する定量目標が高いものとなっているか。 - 提案の達成方法及び達成にむけた検証方法が具体	30	7-2-11

No.	小項目	評価の視点	配点	対応様式
		的に示されているか。		
維持管理等				
8-1	維持管理・運営への配慮	・維持管理・運営に配慮したゾーニング計画となっているか。 ・維持管理等における作業性、修繕のしやすさに配慮した提案が具体的かつ適切な根拠をもとにされているか。	30	7-2-12
8-2	ランニングコスト低減に向けた取り組み	・施設及び設備計画について、ランニングコストの低減に資する提案が具体的かつ適切な根拠をもとにされているか。	30	7-2-13
8-3	什器・備品計画	・主催者や来場者の利便性に配慮した什器・備品計画となっているか。 ・展示会利用を想定した品質の什器・備品等が提案されているか。	15	7-2-14

(3) 価格点の算出

入札書の金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額（以下「提案価格」という。）を用いて、次の算式により「価格点」として算出する。

最も低い価格評価額を提示した入札参加者の価格点を【300点】満点とし、その他の入札参加者の価格点は、提案のうち最も低い価格評価額からの割合に基づき算出する。ただし、有効桁数は小数点第2位とし、小数点第3位は四捨五入する。

$$\text{【価格点】} = \frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該入札参加者の提案価格}} \times 300 \text{ 点}$$

(4) 総合評価点の算出

性能点と価格点を合計した点数（以下「総合評価点」という。）により総合評価する。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価点は【1000点】満点となる。

$$\begin{array}{lcl} \text{総合評価点} & = & \text{【性能点】} + \text{【価格点】} \\ \text{(満点 1000 点)} & & \text{(満点 700 点)} \quad \text{(満点 300 点)} \end{array}$$

第5 優秀提案者の選定

総合評価委員会議は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、性能点が最も高い者を優秀提案者として選定する。なお、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合で、それらの性能点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

第6 落札者の決定

市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。なお、落札者（構成員のいずれかの者）が、落札者決定時から設計・工事請負契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。これらの事由により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価点の上位の者から順に契約交渉を行う。この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となる。なお、次点の点数が同点の場合については、「第5 優秀提案者の選定」と同様に性能点が高い者から順に契約交渉を行い、性能点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて契約交渉の順番を決定する。

- ① 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

- ② 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。